

平成29年度第2回千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会 議事録

日時：平成29年11月21日（火）

午前10時00分から

場所：京葉銀行文化プラザ6階「樺Ⅰ」

1. 開会

司会

それでは定刻より少々早いですが、関係者が全員揃いましたので、ただいまから平成29年度第2回千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。私は本日の司会を務めます千葉県環境生活部循環型社会推進課の分部と申します。よろしく願いいたします。

はじめに配付資料の確認をさせていただきます。まず「次第」、めくっていただき「委員名簿」、そして「座席表」の1枚紙のものがございます。次に、次第の枠に囲まれた配付資料がございます。資料1「第1回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に関する事務局の考え方」、資料2「千葉県災害廃棄物処理計画（素案）の概要」、資料3「千葉県災害廃棄物処理計画（素案）」。次に参考資料となります。参考資料1「千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）について（諮問文・付議文 写）」、参考資料2「千葉県環境審議会運営規程」、参考資料3「廃棄物処理計画に関する廃棄物処理法等における根拠規定」、参考資料4「第9次千葉県廃棄物処理計画（抜粋）」。
お手元の資料に不足はございませんでしょうか。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の議題を見ますと、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。公開とさせていただきます。なお、今回、傍聴人はございません。

開会に当たりまして、環境生活部生駒次長から御挨拶を申し上げます。

2. 千葉県環境生活部長挨拶

生駒次長

おはようございます。環境生活部次長の生駒でございます。今日は昨日から引き続き11月とは思えない寒さが続いておりますが、お忙しい中、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に御出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政、廃棄物行政につきまして御指導を賜り厚くお礼申し上げます。本日は8月の部会に引き続きまして、千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）の策定について御審議をお願いいたします。前回お示しした計画の考え方を基に委員の皆様方からいただいた御意見、そして国の対策指針を踏まえて事務局で計画素案を作成させていただきました。計画素案では災害廃棄物処理の考え方、処理に携わる各主

体の役割を整理いたしました。また、大規模災害に備え、平常時において行う体制の整備などの取組み、発災後の業務について直ちに行うものから復興に至るまで切れ目のない対応、そういったものを整理させていただきました。詳細につきましては、これから事務局から御説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは議事に先立ちまして、委員の変更はございませんが、委員改選後初めての部会開催となりますので、事務局から当部会の委員の皆様を御紹介いたします。お手元にお配りしております委員名簿の順に御出席の委員の御紹介をいたします。初めに部長でございますが、千葉工業大学名誉教授の瀧和夫委員でございます。続きまして、学識経験者として明星大学理工学部教授の宮脇健太郎委員でございます。次に、住民の代表として GONET 代表の井上健治委員でございます。同じく、住民の代表として一般社団法人千葉県産業廃棄物協会会長の杉田昭義委員でございます。また、本日所用により欠席との御連絡をいただいておりますが、県議会委員のふじしろ政夫委員、学識経験者の早稲田大学理工学術院教授の香村一夫委員、住民の代表の一般社団法人千葉県環境保全協議会副会長の河井信明委員、同じく住民の代表の千葉県連合婦人会会長の渡邊年子委員になります。

続きまして、県関係職員を紹介いたします。生駒次長です。森環境対策監です。入江循環型社会推進課長です。長谷川廃棄物指導課長です。

本日は、委員総数 8 名に対し、現時点で 4 名の委員の御出席をいただいております。半数の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に瀧部長より御挨拶をいただきたいと存じます。

3. 廃棄物・リサイクル部会長挨拶

瀧部長 皆様おはようございます。千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会会長の瀧です。改めまして本日はよろしくお願いいたします。御多忙の中、また寒い中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

環境審議会につきましては、本年 9 月に任期満了ということで新たな委員改選が行われました。当部会では引き続き 8 名の委員で審議を進めてまいることになりました。改選後も引き続き部会長を務めさせていただきます。改めましてよろしくお願いいたします。

本日は 8 月の第 1 回部会に引き続き、千葉県災害廃棄物処理計画の策定を進めていくことになりました。今回は各主体の役割を整理するという、それから災害廃棄物の処理の考え方、3 番目に大規模災害に備えた事前の取組みから発生後の業務、すなわち災害直後から復旧・復興に至るまでの対策が示されることとなります。県には災害廃棄物を実際に処理する市町村等や関係団体の御意見等も踏まえながら策定を進めていただきたいと思います。また、実効性のある施策の展開を図るため、委員の皆様から忌憚のない御意見や御指示をいただきたいと思います。

会議の時間も限りがありますので、円滑な進行に御協力をいただきたいと思いますと思っております。簡単ですが、よろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。それではこれより御審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては千葉県行政組織条例第 33 条の規定により瀧部会長にお願いいたします。

4. 議事

(1) 千葉県災害廃棄物処理計画（素案）について

瀧部会長 それでは、これより千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思います。議事に先立ち、議事録署名人を指定させていただきます。議事録署名人を井上委員、それから杉田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は「千葉県災害廃棄物処理計画（素案）について」でございます。早速ですが事務局から説明をよろしく願いします。

小泉室長 循環型社会推進課資源循環企画室長の小泉です。このたびは資料の送付が遅くなりまして大変申し訳ございません。この場をお借りしてお詫び申し上げます。大変失礼ですが、着座にて御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、前回審議会での御意見、それから審議会終了後に委員の皆様から寄せられた御意見に対して、事務局の考え方を整理しました。お手元の A4 縦の資料 1「第 1 回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に関する事務局の考え方」、併せまして資料 3「千葉県災害廃棄物処理計画（素案）」本編を引用しながら御説明させていただきたいと思っております。

まず資料 1 ですが、御意見をいただいた項目ごとに表の左に委員からの御意見、右に事務局の考え方を整理させていただいています。まず、計画策定の手順につきまして、杉田委員から御意見を頂戴しています。計画の策定手順が不明瞭であり、関係機関を関与させ策定手順を明らかにすべきとの御意見でございます。手順につきましては、市町村関係団体との意見交換やパブリックコメント、当審議会における専門家の御意見を踏まえて策定をすることとしております。

続きまして、東日本大震災の教訓について、杉田委員から御意見をいただいております。旭市での経験を検証し、県の災害廃棄物処理計画の検討に活かすべきであるという点。それから、民間業者の活用を視野に入れながら関係法令やマニュアル整備に向けた検討が必要であるということ。それから、災害に伴って発生した火災ごみの取扱いの検討も必要との御意見をいただきました。事務局としましては、本計画は旭市を含めました東日本大震災の経験等を活かし環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえた内容となっています。特に、東日本大震災規模の大規模災害では、事前の備えとか災害発生の初期対応が重要になってくるということがございます。民間施設の活用方法など実効性のある方法を関係団体の御意見や協力をいただきながら引き続き検討していきたいと考えています。火災ごみにつきましては、千葉県北西部直下地震の被害想定の中に盛り込んでいる発生量の中身をこの中にき

ちんと盛り込んでいます。

それから、事前の備えにつきまして杉田委員から御意見をいただいております。他県の災害廃棄物処理計画を調査して事前に何を準備すべきかを精査し、各主体ごとに対応をまとめて具体化に向けた検討を行うべきである、との御意見をいただきました。他都道府県の計画を調査しまして、それらを参考に事前の備えとして、例えば資料3「計画（素案）」の12ページをご覧ください。この12ページ以降に各主体が確認しておく役割をとりまとめさせていただいております。同じく18ページ以降に、市町村における対応を中心に業務を整理してまとめているところです。

続きまして、推進組織の設立についての御意見でございます。杉田委員から千葉県内の関係部署、団体の担当者からなる組織を設立し、災害廃棄物の処理の具体化に向けた検討を行うべきであるとの御意見をいただきました。本年5月に県の廃棄物部局市町村・一部事務組合、関係団体、現在協定を結んでおります関係3団体の担当者による意見交換の場を設けたところでございます。引き続き、市町村、関係団体との意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。併せまして、このような事例につきまして、市町村の研修会等で情報発信等も行いながら情報の共有を行っていききたいと考えております。

続きまして、協力・支援についてでございます。お送りした資料では杉田委員からの御意見が3問ございましたが、内容に少し重複がございましたので2問に整理させていただいております。大変申し訳ございません。1つ目は事前に協定を締結して業務を速やかに発注できるように具体化策を検討する必要があるという点。2つ目は、市町村・隣接県・広域対応を視野に入れ、協力要請の方法や事前準備、災害時の対応で何をすべきかを検討して明確にしておく必要があるということ。それから、逆に協力要請を受けた場合についても適切に対応すべきという御意見をいただいたところでございます。計画案には、県内市町村・都道府県・国及び関係団体との協力・支援について実施すべき内容をまとめさせていただいております。具体的な点としましては、1つ目の協定に関しましては15ページ(4)アに業務の役割分担等の検討状況を記載させていただいております。2つ目の各主体の協力体制につきましては、14ページ以降に記載をさせていただいております。また(2)市町村相互の協力体制の下から3行目の「また」以降に、支援する場合の想定として、派遣可能な人材や提供可能な資機材、受け入れ可能な量や受け入れ時の態勢を記載した支援計画を策定しておくということで、対応もこちらに記載させていただいております。

続きまして、発災量の推計につきまして2問いただいております。杉田委員からゾーン区別の建物構造の差と被害状況の差はどのように把握されているのかという御質問です。地域特性によりまして建物構造が異なるということで、建物構造は木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造ごとに全壊・半壊棟数を算出しております。また、地域の建物の大きさが異なるという点からも、それぞれゾーン区別に延べ床面積を用いることで推計して地域の状況を加味しております。災害廃棄物の種類ごとの発生量も構造別の推計ということで、今御説明したとおりでございます。

続きまして、香村委員から液状化については分けて検討すべきとの御意見をいただいたところでございます。液状化による建物被害につきましては、防災政策課で実施した地震被害想定調査によって判明しました地盤沈下量の結果から、全壊・半壊棟数を予測して対応しております。今後液状化が発生するような可能性のある市町村に対しましてはきちんと対応するような働き掛けを考えていきたいと思っております。

続きまして、地域特性等につきまして杉田委員から、処理施設の配置及び許可品目、処理方法について着目すべきであるという御意見をいただいたところです。災害廃棄物につきましては一般廃棄物に該当するというので、市町村の処理を前提に地域区分を設定しております。県内処理施設の配置及び許可品目につきましては整理をしたうえで市町村に情報提供していきたいと考えております。

続きまして、瀧委員から地域特性には人口や総面積等の数値を記載し、表等で示したほうがよいという御意見をいただきました。地域特性につきましては、本編ではなく今後予定しております資料編を作成して、数値等を表に記載してきちんと示していきたいと考えております。

続きまして、災害廃棄物対策について杉田委員からし尿関係と汚泥ははっきりと分けたほうがよいとの御意見をいただいたところです。これにつきましては、災害廃棄物の中から「生活に伴う廃棄物」は項目として別に立てます。事前の備えでは 49 ページに生活に伴う廃棄物への対応という形で、発災後の処理以降は 68 ページに「7 生活ごみ・し尿処理」という形で、それぞれ分けて記載させていただいたところでございます。

また、広域処理につきまして、船や鉄道についてもきちんと検討したほうがよいとの御意見をいただいております。こちらにつきましては収集運搬の方法として、27 ページ図表 2-13 の上から 3 つ目、収集運搬の 2 つ目の○のところで、方法としては陸上運搬、水上運搬ということを検討事項として位置づけさせていただきまして、具体的には発災後の対応としまして、77 ページ図表 3-21 の区分の 3 つ目のところに実際の処理関係として記載させていただいております。こちらで收拾方法を整理させていただきました。

続きまして、処理困難な廃棄物につきましてふじしろ委員から、処理困難物としての水産廃棄物、放射性物質に汚染されたものの処理にしてきちんと記載していただきたいとの御意見をいただきました。水産廃棄物につきましては腐敗廃棄物のカテゴリーの中に位置づけまして、優先的な処理とかモニタリング項目の中に入れていただきますので、そこに記載させていただいております。また放射性物質に汚染された廃棄物につきましては 44 ページ (2) 以降から 45 ページ中段にかけて状況を整理させていただいたところでございます。

続きまして、仮置場について杉田委員から、二次仮置場は県が関与して整備していただきたいとの御意見をいただいたところです。こちらにつきましては、基本的には災害被災市町村から事務委託を受けて県自ら災害廃棄物処理を行う場合に、二次仮置場を県が整備することになるということでございます。

衛生面につきまして瀧委員から、ボランティアや労働者の労働環境・衛生面も検討していただきたいという御意見、香村委員からは津波堆積物や浄化槽汚泥は衛生面も考慮すべきという御意見をいただいたところでございます。こちらにつきましては、88 ページ (13) 有害廃棄物対策の一番下に、作業員の防塵対策と労働環境安全対策の徹底という形で記載させていただいております。44 ページには具体的にアスベストでの健康被害の話だとか、71 ページ上から 6 行目に、水没したくみ取り槽につきましては公衆衛生の確保のため周辺の清掃消毒を行うということで、こちらのほうに反映させていただいております。

続きまして、裏面をご覧ください。最後のページになります。広報について井上委員から 3 点御意見をいただいております。計画について市町村に策定を働き掛けるとともに市民に PR すべきだという点。住民への広報は事前に行うべきである。石綿等の危険物について二次被害を防ぐためにも公表していただきたいとの 3 点でございます。平時の備えとしては 40 ページ (20) 以降にまとめさせていただいております。特に 42 ページウの図表 2-30 に有害物質の所在の明確化という形で、上から 2 段目○の 1 番目に記入させていただいております。

続きまして、教育・訓練についてです。こちらはお送りした資料は 5 問になっておりましたが、一番下の井上先生の部分はその他のところで「ボランティア」ということで整理させていただいております。重複になっておりましたので、大変申し訳ございませんが、教育・訓練につきましては 4 問という形で整理させていただいております。まず、宮脇先生から、教育訓練の実施主体・対象を明確にするということと、県と市町村の訓練等について明記しておくという御意見をいただいております。こちらにつきましては 12 ページ図表 2-1 の県の下から 2 つ目の○に記載させていただくとともに、98 ページ第 2 節 (1) の県及び市町村の役割の一番上の○に、県・市が取組む職員に対する計画の周知、教育を継続的に行うという形で整理させていただいております。同じく宮脇委員から、計画の中に災害時の対応マニュアルのようなものを作ること、それから対応マニュアルを使った県職員・市町村職員のトレーニングなども実施するようなことを記載するとなおよいという御意見。それから井上委員から、教育訓練の一環として、この計画のシステムが本当に問題なく機能し実行できるのか、ゾーン区分ごとに実際に実施してはどうかとの御意見をいただいております。今お話ししました 98 ページ第 2 節 (1) 2 つ目の○にマニュアルを作成すること、それから最後のところですが、ワーキンググループによる検討や図上訓練の実施といった具体的な対応を入れさせていただいております。また市町村における災害廃棄物対策の取組みの状況から、地域によって特性も十分考えられますので、地域の状況等も踏まえた方法についても今後検討していきたいと考えております。最後に宮脇委員から、過去の災害廃棄物対応の経験者の情報を集積して、廃棄物担当職員が引き継げるような仕組みがあるとよいということで、同じく 98 ページの一番下に「リストアップを行う」という形で、発災時に経験を活用できるような仕組み、体制を検討することを記載させていただいております。最後に「その他」としまして、ボランティア関係についてまとめさせていただきます。

した。香村委員からボランティアの交通整理をどう考えているのかという点、井上委員から災害廃棄物分別ボランティアを市町村に登録してもらって、人材育成を行ってはどうかとの御意見をいただいたところです。具体的には99ページ(2)の最後のところに、ボランティア活動等の体制を整える、ボランティア活動との連携。それからボランティアを扱うボランティアセンターとの連携という形で、41ページ「ア 広報の内容」の2行目以降に記載して、ボランティアに対しても速やかに災害ボランティアセンターを通じた情報発信を行いまして、災害直後からボランティアセンターを通じた情報の周知を準備しているところでございます。

(資料1は)番号を振っていないで大変申し訳ございませんが、前から3枚目、後ろから2枚目の「処理困難な廃棄物」について、杉田委員からの水銀について記載すべきところを飛ばしてしまいました。こちらにつきましては、有害廃棄物の中に水銀を位置づけまして対応を図っていきたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、資料2をご覧ください。計画素案の概要について御説明させていただきたいと思っております。前回の審議会で御検討いただきました課題の整理を経て、県の計画の構成案等を踏まえまして素案を作成したところでございます。資料3のエッセンス版として資料2を作成しております。

まず「1 策定の経緯と背景」です。こちらは本編の1ページに記載しております。まず「県の取組」をまとめているところでございます。青く囲っております上の○につきましては平成13年に策定した千葉県震災廃棄物処理計画策定指針を17年3月に改定して、市町村の震災廃棄物処理計画の策定を促進するとともに円滑かつ適正な処理の推進を図ってきたところです。青く囲ったところの2つ目は25年3月に策定しました千葉県災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインで、こちらにつきましては東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物しまして、災害発生の初期段階で機能や能力が十分発揮できなかったという課題を受けて、主として発生段階における行動に関するマニュアルを市町村が策定できるようなマニュアルを作ったところでございます。

続きまして、大きな2つ目の○「国の動き」ですが、東日本大震災や近年の災害では災害発生時の初期段階での対応だとか適正処理の確保、円滑・迅速な廃棄物処理を促すことが十分できなかったという教訓を踏まえまして、このような緑の囲みの中の対策をとっております。1つは、26年3月に策定した災害廃棄物対策指針に基づいて、都道府県や市町村の計画作成のための指針が示されたところです。2つ目としまして、27年8月の改正廃棄物処理法の施行、それから災害対策基本法で一定の要件で国が代行処理できるような仕組みを踏まえた改正が行われました。3つ目は、大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針を策定しまして、災害廃棄物処理にかかわる関係者が担うべき役割、責任を明確化したところでございます。これらの背景を踏まえまして、28年3月に策定した第9次千葉県廃棄物処理計画では災害廃棄物処理計画を策定することを明記しております。これは参考資料に載せておりますが、そういうことでこの計画を作るという形になっております。

続きまして、「2 計画の目的と位置付け」です。これは本編の2ページに目的として3つ出させていただいております。まず1点目としましては、災害廃棄物処理に関する県の基本的な考え方を明確にするという点。2点目は、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な国、県、市町村、関係団体の役割等を示すこと。3点目として、市町村が災害廃棄物処理計画を策定するにあたって必要な事項を示すこと。この3つが計画の目的になっております。

下の図につきましては3ページに示させていただいております。先ほど申し上げた左の青いところが廃棄物処理法の流れ、右のオレンジ色が災害対策基本法の流れになっております。下から2つ目のブロックは右に千葉県、左に市町村と、紫の字が書いてあります。千葉県の本計画はこの黄色の「千葉県災害廃棄物処理計画」で、今御検討いただいているところです。この計画自体は廃棄物処理法の流れをくんだ廃棄物処理計画と千葉県の地域防災計画の整合を図りながら、市町村の災害廃棄物処理計画との整合をとって、下の赤字に書いてございますが、実際の発災後にはそれぞれの災害状況に応じて市町村の災害廃棄物処理実行計画、県が作る場合の実行計画、国の指針、そういうものを踏まえながら策定していくという流れでございます。

続きまして、「3 基本的な考え方」でございます。この計画の基本的な考え方につきましては、計画する基本的な考え方、それから実際に処理をするうえでの基本的な考え方の2つを整理させていただいております。計画の基本的な考え方としましては、国が作っている災害廃棄物対策指針、それから先ほど申し上げた県の廃棄物処理計画、地域防災計画との整合を図るということ。それから災害廃棄物処理は一度に大量に発生し、関係者間との協力体制が不可欠であることから、事前の備えに重点を置きながら必要な事項を明確にするという点。それから被災市町村が災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理する。それから実効性を継続的に高めるため、適宜見直しを行うことを計画の基本的な考え方として位置づけました。実際に処理を行ううえでの基本的な考え方としましては、役割が2つございます。災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため処理の主体は市町村が基本になるという点。県は民間事業者や他の市町村との調整、事務委託を受けて自ら処理を行う等市町村を支援するといった役割でございます。あと実際の処理にあたりましては最大限県内の処理を優先するが、災害の規模に応じて広域処理を行う。災害廃棄物の資源化・減量化を推進し、最終処分量を低減するという点。最後に可能な限り短期間の処理を目指して適切な処理期間を設定するというようなことを処理の基本的な考え方と位置づけてございます。今申し上げたところが本編の2ページでございます。実際に処理するにあたりまして、19ページをご覧いただきたいのですが、処理にあたっての基本方針を示させていただいております。処理の基本的な考え方に基きまして、実際の処理する場合の基本方針を5つ出させていただいております。資源化、減量化、処理施設、処理期間、処理の透明性・経済性。この5つの基本方針を基に処理を進めていきたいと考えております。

「4 対象とする災害及び廃棄物」につきましては本編4～5ページに記載させてい

ただいております。対象とする災害につきましては、地震災害、風水害、その他の自然災害を対象としまして、廃棄物につきましては災害そのものから発生する廃棄物と、先ほど杉田委員からの御意見をいただきまして被災者の生活に伴う廃棄物ということでこれらを分けさせていただきました。この2つを対象としている形になります。

「5 各主体の役割」として主なものを表に載せております。本編は6ページ以降に掲載させていただいております。市町村につきましては、廃棄物処理にかかる計画の作成だとか、実際に処理を行うための体制整備、災害時の避難所ごみ、生活ごみ及びし尿の一般廃棄物の処理、それから被災市町村の積極的な支援というような形を書かせていただいております。県は情報提供とか技術支援の実施、関係者間の連絡体制の整備、連絡調整、災害時の処理全体の進捗管理、事務委託を受けた場合の処理の代行を行うという形です。国につきましては都道府県間の調整や災害時の専門家チームの派遣体制支援や法や制度等の整備、規模が大きい、異常かつ激甚な災害の場合は代行処理ができるというような形になっております。事業者の役割としましては、災害廃棄物の円滑・迅速な処理への協力をいただくということ。それから有害廃棄物や処理困難な廃棄物の主体的な処理を行うという形で役割を整理させていただいております。

続きまして2ページをご覧ください。「6 被害想定（重量）」です。これは（本編）8ページ以降に記載させていただいております。ここで例示しておりますのは重量ベースでの状況でございます。ここにつきましては前回の審議会で御説明させていただいた項目を載せております。それぞれ1番目に千葉県北西部直下地震、2番目に房総半島東方沖日本海溝沿い地震、3番目に三浦半島断層群による地震と3つのケースの際の被害想定を記載させていただいております。こちらにつきましては、前回のときも御説明させていただきましたが、1番と3番が地震、2番は津波が発生するようなものを想定しております。北西部地震では東葛・葛南地域での発災量が多いというケースを想定しております。発生量として1番は702万トン、2番は125万トン、3番目が46万トンというところをゾーンごとに表わした図となっております。

「7 平常時の取組」は、12ページ以降にそれぞれの取組みごとに記載させていただいたものを抜粋して、それぞれ県、市町村の取組みとして記入したものでございます。まず「県の取組」としましては、協力体制の構築として14ページに記載させていただいております。先ほど申し上げました相互協力体制の運営に係る助言だとか、既に協定している協力体制の運営関係を検討していく。それから広域処理に関する国、他都道府県との協力体制の運営に係る検討を平時に行っていくというような形でございます。市町村における災害廃棄物対策の強化としましては、計画策定に向けた助言、技術的支援、それから施設の強靱化に係る助言も記載させていただいております。人材の育成・確保につきましては、先ほども申し上げました98ページのところがございますが、教育・訓練の実施だとか、行政経験者の確保といったものを入れさせていただいております。「市町村の取組」としましては、事前の備え

としまして、処理計画や事前のマニュアル策定、仮置場の選定だとか、処理フロー等の検討を 18 ページに記載させていただいております。47 ページに処理施設の強靱化として、耐震化だとか資材の備蓄関係を記載させていただいております。それから人材育成・確保としましては、98 ページに県・市の役割として書かせていただいております。

続きまして、右の図でございます。15 ページに記載させていただいております。こちらは杉田委員からお話しいただいた支援側になる場合ということもございますので、広域の処理体制と、なおかつ支援側になるという形の図を示させていただいております。黄色の千葉県のケース、薄い緑色の県・市町村のケースといったものを示しながら、予算の中に入れ込んでおります。

「8 発災後の対応」につきましては、54～97 ページに書かせていただいております。54 ページをご覧ください。災害廃棄物、発災後のそれぞれの時期区分としましては、図表 3-1 に書かせていただいております。それぞれ発災後を 3 つの区分に分けました。初動期は人命救助が優先される時期でおおむね発災後数日間。応急対応期は、避難所生活が本格化するとか、人や物の流れが回復するような時期で、おおむね 3 か月間を考えております。ここで主に優先的な廃棄物処理が行われるというような形。それから復旧・復興期としまして、避難所生活が終了したり、災害廃棄物の本格的処理を始めるのが 3 か月以降 3 年程度というような形で想定しております。それぞれの時期に応じた取組みとして 54 ページ以降にまとめさせていただいております。

その中で県の取組み、市町村の取組みを抜粋したものがこちら（図表 3-1）になっております。56 ページをお開きください。こちらに書いてあることを大まかなフローとして示させていただいております。それぞれ左の矢印に「初動期」「応急対応期」「復旧・復興期」という時期の流れと、左側は県の業務、右側が市町村の業務の流れという形で書かせていただいております。県を見ても、発災後状況の確認を行ったうえで、それぞれ応援協定に基づく要請だとか、必要であれば県他部局や国との連絡調整を行ったうえで、発生量の推計と県民への広報等がありまして、仮に事務委託を行った場合は事務委託についての協議だとか、それぞれの災害によって時期も違いますし、中の業務も違いますが、そういった流れを示させていただいております。右の市町村の流れでは、まず施設の被害状況を確認したり、今後の状況や被災状況等を勘案したうえで、仮置場の設置が必要かどうかということだとか、災害廃棄物以外にも通常の生活ごみ、し尿等の処理が必要になりますので、その被害状況等を勘案して生活ごみ・し尿収集体制をまず確立していただくというような形で処理を進めていきます。それから災害廃棄物の量を推計したうえで、それぞれの置場につきましては仮設場を作ったり、処理を行ったりということで、右の下から 4 つ目ぐらいのブロックの中で実行計画を策定してそれぞれ実際の処理をしていくというような形にまとめさせていただいております。大まかにはこういう流れになっております。それをまとめさせていただいたのが資料 2 の「県の取組」「市町村の取組」です。こういう流れに沿った取組みにつきましては、54～97 ページの中に記載させ

ていただいているところです。こちらは時間の関係上省略をさせていただきました。このほかに実効性の確保に向けて計画の見直しだとか、先程来お話をさせていただいております人材育成・確保の点等を、このあとに「実効性の確保」という項目で書かせていただいております。計画の作りとしましては、素案はこういった作りをさせていただいております。

9番目に「今後の策定スケジュール（予定）」を示させていただいております。本日の部会で計画素案を御審議いただきまして、本日の御意見を踏まえたくうえで、12月ぐらいにパブリックコメントをかけられればと思っております。その結果を踏まえて、1月下旬から2月上旬に本部会で計画案を御審議いただいたうえで、2月に答申、3月に計画策定公表という流れを事務局としては考えております。以上、簡単ではございますが、事務局から御説明をさせていただきました。御審議、よろしく願いいたします。

瀧部会長 ありがとうございます。さっそくですが、ただいまの事務局の御説明に対して御意見御質問等ございましたら、お願いしたいと思っております。よろしく願いします。井上委員、何か付箋が付いているから、もう準備できているのではないですか。井上委員からお願いします。

井上委員 まず、敬意を表します。これだけ大変な資料をまとめられたのは大変なことだと思います。読むたびに、いろいろふつふつと疑問点がわいてきますので、まとまりませんが2、3お願いしたいと思っております。

まず、市町村と県の違いです。考えるときに、言葉としては誠に申し訳ありませんが、一般廃棄物に関しては県としては市民とあまり接点がないんですよね。この災害に関しても、県の役割と市町村の役割がもっと明確になってもいいのではないかと。市町村は市民の生活とともにありますよね。それから、全般に言えることなのですが、市民の役割は随分薄いなという感じがするのです。県としてはこれでいいと思っておりますが、ぜひ市町村にはその辺をうまく反映していただきたい。最初に廃棄物に触るのはたぶん市民なんです。前回申し上げましたが、危険物とかそういうものが入ったときに無知な市民が触る。それから野焼きをすることも考えられますよね。そういうことも、どんどん教育していくのはたぶん市町村の役目だと思うんです。ですから、この計画表はせっかく立派な物を作られたのだから、私は市町村にもこれと同じものでいいと思うんです。市町村に何が要るかという指針だと思うのです。具体的にこのごみをどうするというのが住民に伝わるような、そういうシステム作りを市町村がすべきじゃないかなと思っております。例えば、19ページに災害発生時の処理対応における云々がありますが、(1)アの資源化とイの減量化は、その方法論だけを作れば市民にできます。例えば、イベントのときに簡易な分別のごみ箱がありますが、ああいうのがポンポンと立ち上がれば市民がそこに分けてくれますので、まとめてあとで分別するよりもはるかに早いわけです。ある程度まとまりますのでスピーディーに行えるのではないかと思います。あとのウ・エ・イは行政さんのことだと思います。

あと、26年に環境省が出した指針（災害廃棄物対策指針）をちらちらと見たのです

が、「技 1-23」に広報・啓発がしっかり書かれていまして、やはり同じようなことが載っている気がします。同時に、自助・共助ということで、やはり私が前回申し上げたようなインストラクターというか地域の物知り。読み上げると、「家具転倒防止、防災自主組織支援、防災インストラクター登録制度、防災協力事業者登録制度、防災出前講座等」、こういう人たちをどんどん作っていけばいい。行政もたぶん大規模災害のときは動けないと思うのです。孤立する地域も出てくる。そこにそういう物知りが 1 人いれば、そこで分別（ぶんべつ）が始まっていくのではないかと。それから危険物に触るなどということにもなっていくんじゃないかなと思います。意見というか頭の中の考えですみません。

瀧部会長 いかがでしょうか。1 個ずつやっていくよりも、皆さんの御質問御意見を伺ってからまとめて事務局からお願いします。では、杉田委員いかがでしょうか。

杉田委員 御苦労様です。私もまだ全体的に目を通していなくて申し訳ないのですが、非常に苦労されて作られていると思います。しかし、これを見たときに誰がどうするのかということがよくわかりません。主体性が不明確なので「誰が」という形をもっとうたったほうが良いと思います。

それと、ここに書かれていても、市町村、市民の方はどこで処理していいかわかりにくいので、この本でなくて別資料でも構いませんが、まず市町村の施設がどこにあって、どれだけの能力があるということを示しておいたほうが良いと思います。また、民間の施設も現在はどれだけあって規模や能力がどれぐらいあるということを示す別表でも良いのですが、一覧にしておいたほうが良いと思います。

それと、この 59 ページの処理の流れは、本当にこういうことができるのかと思います。もっと具体的に書かれたほうが良いのではないかと思います。環境部局だけでは動きがとれないと思いますし、例えば県道使用とか、農水・農林等の関係部署の方も入っていただかないと、処理を円滑に進めていくうえで支障をきたすことになります。具体的に、何をどこにお願いして、対応していくことを明確にしたほうが良いと思いました。能力や誰がやるのかということ明確にしておいた方が、災害が起きて、処理計画を見たときに、適切に対応したり、関係部署への調整をお願いしたりしやすいのではないかと思いますので、ぜひ、取り纏めのうえ、資料に反映して下さい。

宮脇委員 かなり広く書かれていて、すごく大変だったんだなと思いました。環境省から出されている指針にきちんと完全に沿っているという感じで、そういう意味で言うと確かに読みやすくいいなと。さらに、それに全部丁寧に細かく加筆されていて、表の中も少し拝見したのですが、よくできているなと思いました。まず素晴らしいと思っています。

あと、先ほどちょっと説明があったのと事前にちょっと気になっていたのが、県としての実行計画について、原則はあまり作らないのだけれども、事務委託等を受けて実際に処理をするときには作りますよというような表現で説明がありました。確かに中もそのような雰囲気になっているのですが、私としては、処理と言っても実

際に手を動かして本当に処理するところという意味ではなくて、県内の処理をどのように進行管理しているかというようなどころを見るという意味の実行計画は、やはりそのときに作ったほういいのではないかと思っていました。そう思っていたら先ほど 56 ページにも、表の中に小さく※印で、大規模の場合には事務委託がなくても作りますよというふうに書いてあるので、私が言いたいのはたぶんここに書かれているのだと思うのですが、この辺はどのぐらい大きかったら大規模というのかということがよくわからないので、逆に言うと、原則は作るようなことなのだけれども、規模が小さければ実際に発災したときに作らなくてもいい、市町村にお任せでもいいということ判断するようなことが書かれていると、市町村のほうがこのぐらいのときに聞きに行ったら県はあまり快く見てくれないというところちょっと不安になると思うので、その辺を少し書いていただくといいのではないかとちょっと思っています。

それから、仕組み作りに関しては先ほど杉田委員からも出ていて、前回のときにもたしか同じようなことを申し上げたような気がします。今回も 61 ページのところに、市町村の専門チーム例という形で書いていただいて、市町村にこんな形で仕組みを作ったらどうですかという提案があって、これはよくなったなと思っていますが、実際に大規模災害が起きたときに、例えば下のほうの 61 ページの図のように市町村は分かれていますよと、補助金担当とか仮置関係とかと一応作業分担を決められているのですが、県にこれに対応するようなものは……。県もこの表ですと、先ほど言われたように、少し大きく書かれているのでという杉田委員の意見がございましたが、ごみ処理担当が窓口ですよという形ですが、常にということではないのですが、可能であれば、実際に先ほど言いました実行計画を作る段階では、市町村の、例えば補助金担当だったら補助金担当とか、通常とは別で仮置担当とかという形で、県のほうでもそれに対応する担当をすぐに作れるようにしておく。実際に「仮置きを作らなければ」と言って相談してきたときに、「担当は誰だっけ、地域別にしようかどうか」となってしまうと思うので、そういうところは事前の段階の平時の取組みの中でぜひやっていただきたいと思っています。

あとおまけで言うと、これも来るときの電車の中で眺めていて、同じく 61 ページの市町村のチームのところ、外部の専門家とかコンサルタントというのが書かれているのですが、市町村はかなりたくさんございますよね。それぞれが個別にそういう専門家探しをして、本当に大震災が起きたとき、「誰に聞こうか、誰々を知っているから連絡してみよう」とか、「以前、施設整備のときに頼んだコンサルさんがあるから連絡してみよう」とかばらばらにやると結構大変かなというところもあって、こういうところも、専門家とか専門業者、コンサルタントとかというのを紹介というのは変ですが、こんなところに連絡したらどうでしょうということを発災した直後に相談を受けられるような部署も県にあったらいいのではないかと考えています。たくさんしゃべってしまいましたが、以上です。

瀧部会長 ありがとうございます。では、私のほうから。大したものではありませんが、まず宮脇委員の関係でいきますと、例えば 56 ページぐらいでしょうか。災害後の業務の

流れをきれいに書いておられますが、ちょっと気になったのは、東北地方環境事務局が作ったものをベースにしたというのですが、東北のものがモデルケースとなり得るのかどうか。そのあたりの検証が行われているのかどうか。まだ進行中ですよ。最終的な形まで行っていない。当初考えていた復興後の都市計画が今ガタガタになっているようなことになっているわけです。規模によりますが、大規模な災害が起こったときに、復興計画終了が、この計画で言うと3年以内ということになっていますが、3年で本当にいいのかどうかということが問題であろうと思います。復興計画が3年で、その後個人に渡るわけですね。個人が家を建てるとか、あるいは仕事を探すとかいうことになると5年6年かかるだろうと。その間にそこにいた方々の気持ちはどういうふうに変まっていくかということが問題ではなかろうかということ。そのあたり、人口が減ることを前提として復興計画を立てるのかどうかというようなことです。それから業務が減ることが前提として立てるのかどうか。そういうところをひとつ考えていただきたい。ひょっとしたら3年というのは長すぎるかもしれない。「以内」と書いてあるからいいじゃないかということですが、時として3年以内ということになると5年6年と長引いてしまうということがありますので、そのあたりも含めて御検討いただいたほうがよろしいんじゃないかという気がします。

あと、災害の中で液状化のお話が出ていましたが、千葉県南のほうに行くと地滑り地域というのが結構あると思いますので、そのあたりについての特段の項目出しというのでしょうか、そういうものが必要かどうか。ちょっと気になりました。出ていればいいのですが、出ていなかった場合には加えていただきたいと思います。

3番目に、役割分担という中で考えますと、例えば私が一市町村の一公務員だとして、平時の中でどれを頭に入れておいたらいいのだろうか。何ページと何ページを頭に入れておいたらいいのだろうか。これは処理計画ですので、そこまでは必要ないのかもしれませんが、今後何らかのマニュアルを作る場合に「処理計画の何ページと何ページをあなたは頭に入れておきなさい」というようなものがあれば、事前あるいは災害が起こったときに迅速に行動できるのではないかと思います。以上です。

杉田委員 先生のお話の中にありましたように、ガスの出るところがありますので、そういう情報も入れておいたほうがいいと思います。そういうところに仮置きをしてしまうと大変だと思いますので、そういうことが行われないように、資料に記載して下さい。

瀧部会長 よろしいでしょうか。では、事務局からの御意見あるいは御回答をいただきたいと思います。

小泉室長 御意見をいただきましてありがとうございました。私が説明の中で1点飛ばしてしまいました。大変恐縮ですが、皆様方の御意見にお答えする前に、香村委員から御意見をいただいております。こちらについて先にお話しさせていただければと思います。

香村委員からいただきました御意見としましては、水害というマークを青で付けて

いるのですが、マークがない部分も水害時に行くことなのでわかりにくいという御意見をいただいております。今後計画等見直しをされるとか改定の際には水害対策を抜き出して、水害対策一覧でまとめるようなやり方も検討していただきたいという御意見をいただきました。こちらにつきましては、水害マークは国の対策支援等も交えて水害で特に重要な部分の特出して付けてございますので、今回につきましてはこの形で整理したいと考えております。

それから環境対策モニタリングの方法についてですが、基準を超過した場合の対応をどうするかという記載がされていないというお話でございます。例として、津波堆積物の場合、自然由来のヒ素だとかフッ素、ホウ素等の基準を超える恐れがあるのではないかとということで、その辺を留意したほうがいいのではないかと話をいただいております。それからアスベストの関係で、津波被害があれば廃船舶が発生するのではないかと。船舶も古いものにつきましては中に防火材としてアスベストが含まれているので、東日本大震災のときも廃船舶の処理で問題になったということで、留意すべきだという意見をいただいております。こちらに関しましては家屋に加えて船舶のアスベストの中の一つの項目として追加をさせていただいております。素案の中にも書かせていただいているところでございます。先にお話しすべきところを大変申し訳ございませんでした。

まず、井上委員からいただきました県と市町村の役割を明確にとということですが、市民の役割等、その辺をもう少ししっかり反映していきます。基本方針の中でもリサイクルというのは分別等のところはどうなっているのかということでございます。こちらにつきましては市町村等にしっかり計画の中で位置づけるということもありますが、市町村等を介さずに行えるような何らかの方法なども少し検討させていただきたいと考えております。あと防災インストラクターとか出前講座等ということもいただいております。こちらのほうに関しましても中に一部記述が入ってはいるのですが、そういった取組み等もいろいろ挙がっているように考えています。具体的に書くとかどう処理するということは課題だと思っておりますが、それにつきましても何らかの対応を検討させていただきたいと思っております。

杉田先生からいただいております主体性が不明確ということですが、たしかに作り自体がそれぞれの災害発生時とか平時の処理の流れで整理をさせていただいておりますので、主体性というところがちょっと見づらいかとございます。役割につきましてはもう少し具体的にということで、取組み等につきましては今後計画だけではなく、先ほどお話しいただきましたマニュアルだとか、あとは資料編等で、留意事項等をまとめさせていただきながらフォローしていきたいと考えております。

2 つ目としまして、民間施設、市町村の能力関係につきましては、市町村の能力につきましては私どももまとめてございますので、それは実績等として出しております。産廃の民間施設等につきましては、この計画の中で反映するというのではなく、市町村ごとに情報をまとめて提供していくような形で対応できればと考えております。

資料1の3枚目右の一番上、杉田委員から御指摘いただきました許可品目、処理方法ということで、この2段目に「不可品目等について」という形ですが、ここは施設ということで品目ではなく、もちろんここには能力とか扱えるものが出ているので、書き方としては品目とかそのものしか書いてありませんが、位置だとか能力、どんな施設があつてとかいうことはここに入ってくる話かなと考えております。品目ということではなくて処理施設というイメージで捉えていただければと思っております。

59ページの環境部局だけでは対応できないということですが、こちらにつきましては、これが各部局ごとにあります、災害廃棄物の観点としては私どものほうが対応していますので、循環型社会推進課の項目だけを切り出してございます。もちろん道路部局だとかそういったところに関しましては排出事業者としての処理があると思いますので、道路の点検や補修に伴ったものに関しましてはそれぞれの代表の中で、それぞれの部門の中で対応していくべきものかなと考えております。

杉田委員から最後に御質問いただきましたガスが出るところでの保管というのは、非常に大切なことだと思いますので、この辺につきましてはデータを持っている関連課に状況等を確認しながら検討していきたいと思っております。

宮脇先生から3点いただきました。指針に沿って対応しているということでございまして、県の実行計画に関しましては、判断材料というような形でなかなか難しいところではあるかと思っておりますが、なかなかこのケースで県が出ていくとかいうところは難しいところかなということはあると思いますが、確かに判断材料を具体的に、その辺についてはこの場で何とも申し上げられないのですが、取扱いについては少し検討していきたいと考えます。72ページをご覧ください。72ページ第2節の1の(1)で、実行計画の策定についての支援につきましては、まず1番上に、実行計画の策定についての支援は行いますので、市町村の支援についてはしっかりやっていきたいと考えております。

あと61ページのコンサルタントの関係でございしますが、こちらにつきましては県を經由してD.Waste-Netという国の専門家チームを派遣する制度がございします。この活用を想定してございしますので、大規模なときに本当に全部回れるかということはあるかもしれませんが、コンサルタント会社に委託という形ではなくて、もう事務的に。それとあとこの部分につきましては県のほうも市町村の支援を行うことになっておりますので、民間業者だけではなくそういった部分の支援を想定しているところがございます。

瀧先生から、都市計画、復興・復旧を3年でというお話をいただいております。この3年ということですが、19ページをご覧いただきたいのですが、「エ 処理期間」につきましては、災害の規模に応じますが、可能な限り短期間の処理を目指すというのが大原則でございします。あと地震の規模とか発生量によって、非常に短期間で処理が終わることが大前提でございします。大規模災害であっても3年以内の処理というような形をとらせていただいております。東日本大震災で宮城県での処理が3年ということとか、熊本も2年間で処理を終わらせるという話もございします。それ

より3年丸々かけてということではなく、状況に応じてできる限り短期間での処理を目指す形でございます。その辺は御理解をいただければと思います。

それから液状化、地滑りの関係は26年、27年の千葉県地震被害想定調査の中で、揺れとか液状化、急傾斜地、崩落、津波、その辺を含めまして建物被害の予測の中に既に入っております。それを踏まえて災害の発生量を推計しているところでございます。

役割分担につきましては、この計画だけではもちろん、おっしゃるとおり動かないと思っておりますので、もう少しマニュアル的なものを整備しながら実際に動かしていきたいと考えております。

宮脇先生からいただきました、61ページで市町村の役割に対して県の役割。県が受けるカウンタパートがないというお話をいただいておりますが、60ページ図表3-6に現在私どもが考えていますマニュアルの中で、例えば要請担当の中で、国への報告の中で補助金担当を設けたり、実際のごみ処理とか瓦礫の担当というような形で、市町村支援担当の中でそれぞれの担当を張り付ける形で対応していきたいと考えております。以上でございます。

瀧部会長 わかりました。ただいまの事務局の御説明及び新たな質問等がありましたら。
生駒次長 今、事務局から説明させていただきましたが、若干補足で考え方を御説明したいと思っております。まず井上委員から、県民の役割をきちんと明記したほうがいいのではないかというお話がございました。基本的には今回の計画は対市町村に対する計画なので、なかなか県民・市民は出てきませんが、可能であれば先ほどこの本編冒頭にいろいろ役割が書いてありますが、県の役割、市町村の役割、それから業者の役割とありますので、そのところに多少理念的になるかもしれませんが、県民の役割を追加できたらなどと考えています。その部分は検討させていただければなどと思っております。

もう1点、杉田委員それからほかの先生方からもお話がありました。県の役割、それから市町村の役割。まず県が何をするのか、市町村が何をするのかというのがなかなか見えてこないというようなお話がございましたので、そこら辺は、実際にはこの本文中に書いてはありますが、埋没しているような感じも見受けられますので、はっきり、例えば表現上の話として「県」というようなタイトルを付けて、そのあともうこういうことをやる、こういうことをやる。それから「市町村」というタイトルを付けてこういうことをやる、こういうことをやるというような整理をしたいと思っております。できるだけわかりやすくしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

瀧部会長 よろしいでしょうか。では、各委員の方から御質問御意見等を加えてください。
杉田委員 どうもありがとうございました。今後の考え方ですが、例えば59ページを見ていただいて、災害が起きて、市町村だけでなく、県もそうですが、例えば農水で処理しなければいけない、すぐ処理してほしいとか、道路などがゆがんでしまってすぐ撤去してほしいという形になったときは、バラバラで対応するようになるのか。それとも県の環境生活部循環型社会推進課が災害の状況や関係部署の意向を把握して、

調整のうえ、対応していくのかを教えてください。関係部署がばらばらで対応したり、関係部署と環境生活部循環型社会推進課が二重で対応したりする可能性があるのですが、今後の対応の仕方について、現場が混乱することが無いように、明確にした形で資料を作成して頂きたい。東北では、実際よりも2倍、3倍の数字が出てしまって、実際に回ってみたら同じものが出たということがあったと聞いておりますので、市町村も部局や対応の仕方によって変わってきてしまう可能性があるのですが、連絡体制や関係部署の調整方法を明確にして、対応の仕方を具体的にお示し頂きたい。よろしくお願いいたします。

井上委員 70ページに仮設トイレ、その前に生活ごみ、し尿処理とありますが、マニアックな提案で申し訳ありませんが、おそらく1週間程度は、例えばプラントが壊れたり、水が出ない等でトイレに困ってしまうと思います。衛生面でも、過去にも問題になっていますが、皆さんがイベントで使うような状態の仮設のトイレを1か月とかそういう単位で使っていかなければいけないのはかなり苦痛なんですね。ですから、ここにも出ていますが、下水道に投入するのが一番いいわけです。下水道の上にポンと仮設トイレを作って流していく。ちょっと古い話で申し訳ありませんが、神戸の友人は8階建てのマンションの8階に住んでいまして、毎日せつせとトイレの水を運んだのです。水道はわりとすぐに立ち上がるのですが、今はそんなことがないかもしれませんが、皆さんほとんど水洗トイレに慣れておられるので。これからが提案なのですが、エネルギーを使わないトイレがあるんですね。山小屋あたりだと垂れ流しできないのでバイオマスで処理するトイレがあります。そういうトイレをどこか勇気のある市町村で実験してもらって、普段は公園に置いておけばいいんですよ。それを災害時にぱっと持って行って仮設トイレに使う。その間に下水道とか処理場が復旧すれば切り替えてしまう。そういう実験をぜひ県主導でどこかでやってもらえないかなと思います。これは結構苦痛な問題です。マンション等に住んでいる方は本当に水が大変なんです。飲み水はすぐを買ってきたりできますが、トイレの水はなかなかそうはいかない。それらも含めて細かな部分を県がコーディネートされてどこかの市町村でぜひいろいろテストをしてほしいと思います。

瀧部会長 ありがとうございます。宮脇委員、何かございますか。

宮脇委員 ちょっと細かな話かもしれませんが、仮置場の扱いについて、前のほうで静岡県あたりのフローを使って3種類ぐらいありますというような例示をされていました。これはいろいろなパターンがありますということで全然問題はありませんが、県としてはどんなものがよいという文章はここには一切記載がなくて、「3種類ありますね」みたいな話で書かれているので、自治体の方がこれを見て実際に仮置場を設定するための計画を考えていくうえで、もしかするとどうしたらいいのだろう、と。勉強のためには載っているいいのですが、何か優先順位というか、どういうふうに考えるか、みたいなことを書かれるといいのかなというのが1点です。

あと、同じく仮置きの話で、後ろにも書いてあるから結構なのですが、実際に仮置きができていて東日本とかこの間の熊本などの話を聞いても、最初に仮置場を開いた直後はやはり分別がうまくいかなくて、それが混ざってしまうことで撤去が長引

くというのはわりとよく聞く話なのです。そのあたりのことを 23 ページあたりの「処理フローを検討するうえではそういうことも必要です」みたいなことがちょっと書いてあるといいのかなと。もしかすると別のところに書いてあるのかなとは思ったのですが、19 ページが資源化、減量化しなさいとか書いてあって、文章がすーっときて、処理フローの中で仮置きのお話が出てくるといふ形だとちょっとどうかなというところがありました。というのは、実際に災害が起きる前に、細かな分別がすごく大事だと、それを自治体の人もちちゃんと教育されているし、これは先ほど井上委員から「市民も知っている分別が」ということがあったのですが、廃棄物担当の方だけが知っている、万が一その方が対応できないときは、とりあえず仮置場を開こうと言って開いたとしても、初動のときに大変なことになってしまうので、広く「分別が大事です」とか、そういうことをわかりやすくなるように、市町村に「こういうことをしたほうがいいです」といったことを何か書いてあるといいかなと思いました。

小泉室長 仮置場の件ですが、27 ページ (9) に少し書かせていただいております。市町村の受け入れ方針だとか、住民への広報の徹底というような形を書かせていただいております。あと 31 ページに実際に周知関係ということで、図表 2-17 で実際に住民へ周知するルールという形をここで示させていただいております。

瀧部会長 よろしいですか。

宮脇委員 書いてあるのはわかってはいたのですが、もう少しわかるといいかなと思っております。

小泉室長 今のところにつきましては申し訳ございません、仮置場で発災直後に混ざってしまうというお話は産廃協さんからも御意見としてよくいただいているところでございます。こちらにつきましては、しっかりとどこかに記載させていただくような方向で、わかるようなところで加えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

瀧部会長 私のほうから何点かあります。仮置場の話からすると、まずリサイクルとかリユースとか災害物が出てきて、そのものがリサイクルできるものなのか。リユースできるものなのか、あるいは全くできないのか。これを出す人がまず家から出すときにそれを考えるわけですね。ところが、何もリサイクルもリユースもできないというようなことで出したにもかかわらず、持っていったら「これはリユースできるからこっちだ、あっちだ」という形になるのかな、と。だからそういうリサイクル、リユースの分け方、あるいは仮置場 1 次とか 2 次とか、こういうところの入り口での仕分けを誰がするのか。排出する個人に任せるのか、というところがひとつ鍵になるんじゃないかなと思っておりますので、そのあたりをもし書いていなかったら御検討いただきたいと思います。

2 点目は、大規模災害が起きた場合、いろいろ役割分担がありますが、果たして総勢何名が必要になるのか。そういう検討は把握していますでしょうか。それから、私は 3 年以内ということに非常にこだわるわけですが、例えば 73 ページだとか、そのほかにもスケジュールみたいなものを見ますと、これだけのことをやるのだったらなるほど 3 年じゃ無理かな、5 年ぐらいかかるのかなというような気がするの

すが、これをもっと簡便化できないのだろうかということですが、先ほどの総勢何名ということを含めて、検討されているのかどうか、お伺いしたいと思います。以上です。

小泉室長 ありがとうございます。大規模のとき総勢どのぐらいかかるかということについて、人数につきましては、申し訳ございません、こちらのほうも想定は今のところできておりません。

瀧部会長 役割分担をしてそれぞれが役割を持つわけですね。それぞれの部門でまずは1人ずつとなるとそれだけで何名になるのか。当然ある役割のところでは1人では間に合わなくて3人とか5人となるのですが、まずは全部1人ずつ役割を当てたら何名ぐらいになるのか、相当な規模になるんじゃないかなという気がするんですね。一般的に組織が大規模になればなるほどなかなか動きにくいだろうと、そういうことを考えて、もっともっと簡素化、簡便化できないだろうか。即回答が出てくるような指示系統ということを含めて簡便化できないだろうか、そういう気がするのです。それが3年以内ということにつながっていくのではないかという気がするものですから、もし御検討されていなかったら検討してみたいと思います。

小泉室長 実際にはうまく状態を受けられて、ずっと担当が変わらなかった事例等もいただきまして、そういう話も聞いております。人数としましては、やはり対応される内容だとかによって非常に変わるかなと思っております。実際に今後、図上訓練だとか、そういった訓練等をしながら、先生がおっしゃるようななどの規模でということが出てくるかと思しますので、その中で人数のほうは把握していきたい。もちろんスキルを上げていくことが重要だと思いますので、そういう中で対応させていただければと考えております。

生駒次長 またちょっと補足させていただきます。確かに先生がおっしゃるとおりかなり広範囲に、また事細かく書いてございますが、これはあくまでもフルスペックでやった場合にこうなるだろうということで記載させていただいております。ですので、先生がおっしゃられたように現場ですべてこれをやらなければいけないのかということではないと感じていますので、今小泉室長が申しましたとおり、いろいろな訓練をやったうえで取捨選択ということも当然あり得るかと思しますので、御了解いただければと思います。

瀧部会長 フルスペックでの訓練は当然重要なことであって、たぶんこれからの災害は、先日もちょっと見ましたが震度5強ということがひとつの基準的なものとなっているようですが、たぶんそれ以上の災害が起こるだろう。ですから、たぶんフルスペックで計画を立て、訓練をしておくことがこれから重要になるのではないかと思いますから、そういう中でなおかつ簡便化というものをどうやってするか、ということだと思っんですね。ひとつよろしくお願ひします。ほかに何かございますでしょうか。では、本日のこの段階ではだいたい御意見が出尽くしたように感じます。特に、ここで検討しないと先に進めないというようなことはございますでしょうか。

杉田委員 気がついた点はいつごろまでに、例えば相談させていただく時間がとれますか。

- 小泉室長** 最後にお話しさせていただきたいと思っておりましたが、本日から2週間程度でまた御意見をいただければと考えております。
- 瀧部会長** よろしいでしょうか。では、本日の段階では特段の課題がないと……。
- 井上委員** すみません、ちょっといいですか。3ページの一番下のところに処理計画とか3つぐらいあって、赤いところに「災害発災後」と書いてありますが、発生してからでは遅いような気もするのですが、具体的なものはあくまで市町村なので、県としてはこういう書き方になるのでしょうか。市町村に対しても実例、先ほどいろいろなところでデータがありましたが、そういう形で出されてもいいかなという感じがするのですが、どこかに載っていますか。
- 小泉室長** まず、赤いところは実際に発災後のところですが、私どもはその1つ上の囲みの黄色で「千葉県災害廃棄物処理計画」と書いてあるところで、そこから左に出ている（矢印で示している）市町村で事前に災害廃棄物処理計画を作ってくださいということをまず事前の備えとして対応していただいて、それを基に発災後、災害の規模に応じて実際の処理に関する実行計画を作ってくださいという流れになっております。
- 井上委員** 作られるのは間違いありませんね。赤の明るいところの上に「発災後」と書いてあるのですごく気になるのです。起こってから作るんですか、みたいな感じになってしまふんです。
- 小泉室長** 実行計画は、実際に発災した災害の規模に応じて、倒壊家屋がいくつだとかごみの量が規模によって変わりますので、災害が起きたあとに規模に応じた廃棄物処理の量を作るという形になりますので、今私どもが検討しているのはその1つ上のところの市町村の処理計画というもっと広いものです。それを作って、実際の発災後に、災害の規模に応じた廃棄物の量に対してどう処理していくかというものを実行計画として定めるということです。
- 瀧部会長** 井上委員の言いたいことは、計画は立ててあって数量は空白にしておく、と。発生したときに、例えば被災家屋が何軒とかというのは、被災しないとどうにもならない。ですから、そこに数値をポンポンと入れたらすぐ実行できるようなことを、たぶんイメージされているのではないかと思います。
- 小泉室長** そこにつきましては先生がおっしゃるとおりで、ほぼ数がわかれば数字が出ますので、そういったものを入れて計画を作るというイメージになってくると思います。そのための事前の準備としてこの計画を備えておくという……。
- 瀧部会長** 文言の書き方が一般の方とちょっとずれる感じがしないわけでもないということですね。ですので、この「発災後」というのはどういうことかということをおまじつと加えておいていただければ、説明いただければなおわかりやすいのではないかと思います。
- 小泉室長** ありがとうございます。そこに何らかの追記をさせていただきます。
- 杉田委員** 気がついた点が出ました。訓練されるという話がありました。今まで私どもも全国を回らせてもらって経験してきた中で、初期対応は地元の建設会社が手伝えることが非常に多いようです。そのときに、建設会社が車を出して早急に片付けていただく

ときがごみを一番混ぜてしまうのです。ですから、訓練のときには、初期対応でごみを混ぜて排出するのではなく、最低限、燃えるものや燃えないものとか一定のルールを予め設定しておいて、分別して、運搬するように指導した方が良いと思います。災害ごみの分別ルールが明確になっていない、もしくはルールを知らないから、何でも積んできてしまう。まずごみを道路に出してくれという形になって、それを回収してきますので、そのときに初期対応をやってくれる方が分別のルールを知っていればごみの処理がスムーズに行くということをお聞きしました。一番初めは「頼む」という形で、ごみを排出するので、何でも運んできてグチャグチャになってしまう。災害ごみを分けて排出しても、結局積むときに混ぜてしまっているケースがあったということをお聞きしたので、災害ゴミの分別ルールを明確にして、ぜひ訓練のときにごみの分別のルールを徹底するように指導していただければと思います。

小泉室長 ありがとうございます。訓練も含めたあとの研修だとか、そういった場で、しっかりとその辺は伝えさせていただきたいと思います。

瀧部会長 では、だいたい御意見は出尽くしたようですので、このあたりで終了したいと思います。本日、委員の皆様から貴重な御意見が出ていますので、また若干この計画を見直すというか補足しないといけない部分もあろうかと思っておりますので、そういうものも含めて、あるいは欠席された香村委員の御意見も含めて事務局で整理し、素案を修正していただきたいと思っております。修正内容の確認については、もしできましたら私に御一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、今後は事務局と相談しながらそういうふうに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。事務局、それでよろしいですか。

小泉室長 ありがとうございます。本日いただきました御意見、また御欠席の委員からいただきました御意見を踏まえまして素案を修正させていただきまして、部会長に御確認いただいたうえでパブリックコメントに進みたいと考えております。また、パブリックコメント等で寄せられた意見を踏まえて、事務局で計画の最終案を作成いたしまして、次回第3回審議会に諮らせていただきたいと考えております。

瀧部会長 よろしいでしょうか。では、最初の案件についてはこれで終わります。

(2) その他

瀧部会長 では、議事次第「(2) その他」に入りたいと思います。よろしく願いします。

小泉室長 事務局からは「(2) その他」で報告する事項はございません。

瀧部会長 なければ、これで本日の審議は終了となります。次回の会議の日程につきましては後日事務局から委員の皆様と調整させていただきたい。それで決定していくという形にしたいと思います。

そのほかに事務局から何かございますか。よろしいでしょうか。目途としては1月ですね。

生駒次長 パブリックコメント等の時期も踏まえまして、1月下旬から2月上旬にかけて予定しております。

小泉室長 事務局のほうから、先ほど杉田委員からお話をいただきましたが、今回御提示いたしました素案につきまして、追加で御意見御質問等がございましたら2週間後の12月5日を目途に事務局までメール等で御連絡いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

瀧部会長 では、そういうことですのでよろしくお願ひいたします。以上をもちまして本日の議事を終了致します。御協力ありがとうございました。司会進行を事務局にお渡しします。

5. 閉会

司会 長時間の御審議ありがとうございました。以上をもちまして千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を終了いたします。どうもありがとうございました。